

昭和二十五年十二月五日受領
答 弁 第 三 六 号

(質問の 三六)

内閣衆質第三六号

昭和二十五年十二月五日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出特需関係の電力申請に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員横田甚太郎君提出特需関係の電力申請に関する質問に対する答弁書

朝鮮動乱以来生じた特別需要については、その発注形式が特別需要として明確なるものと、従来からP・Dの形式によるものその他があり、従つて明確に特別需要に対するものとしての電力需要申請量は、握し得ない状況である。なお、電力の割当においても特に特別需要産業に対しては、別段特別の取扱いをしていないが、明確なるものについては今日まで一般需要に優先的取扱いをなす輸出生産に対すると同様に措置している。

右答弁する。